

- 本作業チームの議事の内容については、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」と同様、会合後、事務局において「議事要旨」を作成の上、公表する。(親会と同程度の粒度のものを想定。)
- ただし、議事要旨に記載することにより、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある内容等については、発言者を特定することなく、例えば、「※※について議論があった」など、簡潔に記載することとする。

(このような方針に基づき事務局において議事要旨案を作成しますが、構成員等におかれては、ご説明やご発言の際、秘密情報を含む場合はその旨を資料に付記又は口頭にて明言をお願い致します。)

## (参考)「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」開催要綱

### 5 議事の取扱い

- (1) 作業チームの会議は、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるため、原則として非公開とする。
- (2) 作業チームの会議で使用した資料及び議事要旨については、原則として公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。